

# 利用者負担の軽減制度

## 高額介護（予防）総合事業サービス費

1か月に支払う、介護サービスにかかる利用者負担額（負担割合証に記載された割合分の金額）が一定額を超えた場合、**申請により**超えた額が「高額介護（予防）総合事業サービス費」として払い戻されます。下表の利用者負担段階によって限度額は異なります。

### □利用者負担の上限額（月額）

負担段階	負担区分条件		上限額 (世帯合計)
第1段階		・生活保護を受けている人等	15,000円
第2段階	世帯全員が 市民税 非課税	・「課税年金収入と合計所得金額」の合計が80万円以下の人	15,000円 【個人】※1
第3段階		・老齢福祉年金を受けている人	24,600円 【世帯】※1
第4段階	市民税課 税世帯	・第1・2段階以外の人	24,600円
		・世帯に年収約770万円以上（課税所得380万円）の第1号被保険者がいない人	44,400円
		・世帯に年収約770万円以上1,160万円未満（課税所得380万円以上690万円未満）の第1号被保険者がいる人	93,000円
		・世帯に年収約1,160万円以上（課税所得690万円以上）の第1号被保険者がいる人	140,100円

※1 世帯：住民基本台帳上の世帯で、介護サービスを利用した人全員の負担上限額（合計）  
個人：介護サービスを利用した本人の負担上限額



このような費用は対象となりません

- 福祉用具購入費の利用者負担分
- 居住費（滞在費）・食費・日常生活費など
- 住宅改修費の利用者負担分

### □高額介護サービス費を支給するためには申請をしていただく必要があります。

高額介護（予防）サービス費の支給申請については一度の申請で、その後は申請不要となり、高額介護（予防）サービス費が発生した月は、申請時に指定した口座に自動的に支給します。

**申請書はこちらから印刷できます。→→**

「高額介護サービス費支給申請書（償還払い）」のファイルから申請書を印刷し、記載例を参考の上、ご記載いただき、介護保険係の窓口または郵送にてご提出下さい。

提出先：室蘭市役所本庁舎 1F 高齢福祉課介護保険係  
住所：〒051-8511 室蘭市幸町1番2号

室蘭市HP  
電子申請・申請書



## 高額医療・高額介護合算制度

各医療保険における世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間（12か月間）に利用した医療保険と介護保険による自己負担額の合計（高額介護（予防）・総合事業サービス費として払い戻された額、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担額、施設サービスの食費・居住費・日常生活費などは除く）が、自己負担限度額を超える場合に、**申請により**超えた額が高額医療合算介護（予防）・総合事業サービス費として払い戻されます。

※申請方法：被保険者の加入している医療保険の窓口にて受け付けますので、詳しくは医療保険者（国民健康保険、後期高齢者医療制度、お勤め先の健康保険など）にお問い合わせください。